

令和6年第2回下仁田町議会臨時会会議録第1号（20日）									
招集年月日	令和6年5月20日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時	開 会	令和6年 5月20日午前10時00分				議 長	佐 藤 博		
及 び 宣 言	閉 会	令和6年 5月20日午前11時31分				議 長	佐 藤 博		
議 員 出 席 状 況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 10名 不応招 0名 出 席 10名 欠 席 0名 欠 員 0名	1	並 木 一 夫	○	○	6	小 暮 弘 元	○	○	
	2	小井土 光 弘	○	○	7	岩 崎 正 春	○	○	
	3	大 手 博 幸	○	○	8	佐 藤 博	○	○	
	4	佐々木 信 也	○	○	9	千 野 榮 治	○	○	
	5	岡 田 邦 敏	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
【 凡 例 】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す									
会議録署名議員	10番	堀 口 博 志	1番	並 木 一 夫					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	佐 藤 正 明			書 記	石 井 史 子			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男			福 祉 課 長	市 川 博 生			
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長	今 井 美 和			
	総 務 課 長	下 山 光 一			農 林 課 長	佐 藤 圭 司			
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長	林 光 一			
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫			建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾			
	会 計 課 長	東 間 克 敏			教 育 課 長	荻 野 文 昭			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 第26号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）
- 4 第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 5 第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 6 第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第7号））
- 7 第30号議案 令和6年度旧小坂小学校等解体工事請負契約について
- 8 第31号議案 財産の取得について

会 議 の 経 過

開 会 令和6年5月20日 午前10時00分

○議長 佐藤博 議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第2回下仁田町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番 堀口博志君と、1番 並木一夫君を指名いたします。

○議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決

定いたしました。

○議長 佐藤博 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。
町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆様、おはようございます。

令和6年第2回臨時会の開会に当たり、ご指名をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、臨時会にご参集いただきありがとうございます。

さて、新年度が始まり、人事異動など、各部署では新しい顔ぶれの職員が慌ただしく業務に専念しているところであります。執行部といたしましては、地域の将来を見据え、さらなるにぎわい創出、交流人口増を目指し、町政運営に鋭意努めてまいり所存です。

さて、本臨時会では、専決処分をはじめ、6件の議案をご提案申し上げます。

まず、第26号議案から第28号議案では、町固定資産評価員の選任、国の地方税法の改正に準じ、税条例並びに国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めるものです。

続く第29号議案では、令和5年度の一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めるものです。

また、第30号議案、第31号議案では、旧小坂小学校等解体工事請負契約並びにスクールバスの財産取得についてご提案いたします。消防詰所等防災施設建設に向け、解体工事、またスクールバスの買換え等、町民生活に直結する予算計上でありますので、慎重審議の上、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

いずれも、詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和6年第2回臨時会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 ここで、暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして、302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時03分

再　　開　　午前１１時０６分

○議長 佐藤博　　休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博　　日程第３、第２６号議案　専決処分の承認を求めることについて
（下仁田町固定資産評価員選任について）を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

（下山光一総務課長　登壇）

○総務課長 下山光一　　命によりまして、第２６号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第２６号議案　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年５月２０日提出、下仁田町長　原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり下仁田町固定資産評価員の選任についてを専決処分する。

令和６年４月１日、下仁田町長　原秀男。

理由でございますが、人事異動により、令和６年４月１日付で選任する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町固定資産評価員の選任について。

下仁田町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第４０４条第２項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、下仁田町大字下仁田４６１番地６。

氏名、小金澤康夫。

昭和４１年９月２４日生まれ。

令和６年４月１日、下仁田町長　原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博　　提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第26号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第26号議案は、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時09分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第27号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町税条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第27号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第27号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和6年3月30日、下仁田町長 原秀男。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次ページをお願いします。

下仁田町税条例の一部を改正する条例。

下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

18ページをお願いいたします。

附則。

施行期日。

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第27号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第27号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第28号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第28号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第28号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したの

で、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和6年3月30日、下仁田町長 原秀男。

理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次ページをお願いします。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則。

施行期日。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第28号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第28号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第7号））を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

（下山光一総務課長 登壇）

○総務課長 下山光一 命によりまして、第29号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年5月20日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分する。

令和6年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度下仁田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,597万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入でございます。

2款地方譲与税165万1,000円。

3款利子割交付金9万2,000円の減。

- 4 款配当割交付金 1 3 7 万 9, 0 0 0 円。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金 2 8 8 万 4, 0 0 0 円。
- 6 款法人事業税交付金 6 1 4 万 6, 0 0 0 円。
- 7 款地方消費税交付金 7 7 0 万 1, 0 0 0 円。
- 8 款ゴルフ場利用税交付金 2 0 1 万円。
- 9 款環境性能割交付金 3 4 1 万 9, 0 0 0 円。
- 1 0 款地方特例交付金 4 万 7, 0 0 0 円の減。
- 1 1 款地方交付税 1, 4 8 4 万 8, 0 0 0 円。
- 1 3 款分担金及び負担金 1 9 万 6, 0 0 0 円。
- 1 4 款使用料及び手数料 4 万円。
- 1 5 款国庫支出金 1 6 4 万 3, 0 0 0 円。
- 1 6 款県支出金 3 9 5 万 6, 0 0 0 円の減。
- 1 7 款財産収入 7 2 万 4, 0 0 0 円。
- 1 8 款寄附金 1, 1 9 0 万 1, 0 0 0 円。
- 1 9 款繰入金 1, 9 6 1 万 5, 0 0 0 円の減。
- 2 1 款諸収入 2 2 9 万 7, 0 0 0 円の減。
- 2 2 款町債 5 0 0 万円の減。
- 2 3 款自動車取得税交付金 3 9 万 5, 0 0 0 円。

歳入合計 5 3 億 9, 2 0 4 万円に 2, 3 9 3 万円を追加し、5 4 億 1, 5 9 7 万円としております。

4 ページをお願いいたします。

歳出です。

- 2 款総務費 4, 1 3 8 万 1, 0 0 0 円。
- 3 款民生費 2, 5 8 2 万 1, 0 0 0 円。
- 4 款衛生費 1, 5 0 2 万 9, 0 0 0 円の減。
- 6 款農林水産業費 1, 3 5 0 万 8, 0 0 0 円の減。
- 7 款商工費 1 6 2 万 6, 0 0 0 円の減。
- 8 款土木費 4 8 2 万 3, 0 0 0 円の減。
- 1 0 款教育費 8 3 0 万 8, 0 0 0 円の減。
- 1 3 款諸支出金 2 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計 5 3 億 9, 2 0 4 万円に 2, 3 9 3 万円を追加し、5 4 億 1, 5 9 7 万円としております。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は、過疎対策事業債で限度額１億９，４８０万円から４８０万円を減額し、限度額を１億９，０００万円に。

緊急防災・減災事業債は限度額４９０万円から２０万円を減額し、限度額を４７０万円にしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、１、総括につきましては省略をさせていただきます。

また、９ページの２、歳入、１５ページ、３、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第２９号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第２９号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第７、第３０号議案 令和６年度旧小坂小学校等解体工事請負契約についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

（下山光一総務課長 登壇）

○総務課長 下山光一 命によりまして、第３０号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第３０号議案 令和６年度旧小坂小学校等解体工事請負契約について。

令和６年５月１０日に指名競争入札に付した、令和６年度旧小坂小学校等解体工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求め

る。

記。

1、契約の目的、令和6年度旧小坂小学校等解体工事請負契約。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、9,515万円。

4、契約の相手方、下仁田町大字中小坂3106番地、みなしろ建設株式会社、代表取締役、高麗和夫。

令和6年5月20日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第30号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第8、第31号議案 財産の取得についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。

教育課長

(荻野文昭教育課長 登壇)

○教育課長 荻野文昭 命によりまして、第31号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第31号議案 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、名称、スクールバス。

2、種類及び数量、マイクロバス1台。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1, 226万600円。

5、契約の相手方、群馬県前橋市高井町1丁目30番地20号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそう、前橋支店長、小野里仁。

令和6年5月20日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第31号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

これをもちまして、令和6年第2回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

閉 会 令和6年5月20日 午前11時31分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 博

署名議員 堀 口 博 志

署名議員 並 木 一 夫
